

全建事発第 061 号
令和 2 年 7 月 22 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

中央建設業審議会総会について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和 2 年 7 月 20 日に開催されたところですが、議事次第（別添 1）のとおり、工期に関する基準（別添 2）及び経営事項審査の審査基準の改正（別添 3）について審議され、議案のとおり了承されました。

工期に関する基準については、近々勧告が実施される見込みであり、経営事項審査の審査基準の改正については、令和 3 年 4 月 1 日より施行（一部令和 2 年度中に措置）される予定となっています。

また、災害対応に関する事項として、公共約款における不可抗力の解釈及び不可抗力条項の取扱いの明確化について報告（別添 4）がありました。公共約款第 30 条（不可抗力による損害）では、不可抗力による損害が生じた場合、損害額等のうち請負代金額の 1/100 を受注者が負担することとされていますが、今後、不可抗力の解釈の明確化を図り、リスクの高い災害復旧工事における損害については、運用により不可抗力に該当しないものとし、発注者による全額負担とする方向というものです。なお、今般の解釈明確化のきっかけとなった参議院予算委員会質疑について、委員会会議録を添付（別添 5）いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 中建審総会 議事次第
- 別添 2 中建審資料（資料 2／工期に関する基準（案））
- 別添 3 中建審資料（資料 3／経営事項審査の審査基準の改正）
- 別添 4 中建審資料（資料 4 抜粋／災害対応のうち不可抗力の解釈等）
- 別添 5 参議院予算委員会会議録（令和 2 年 1 月 30 日）
- 参考 新聞記事（不可抗力の解釈明確化関係）

※中央建設業審議会総会資料の詳細は、次の国土交通省HPに掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/totikensangyo13_sg_000179.html

（担当）事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp